

# 防衛省における秘密保全及び情報セキュリティの新たな 要求への対応要領について

研究部員 榎 勝

平成 27 年始め頃から、防衛省が契約企業に求める秘密保全及び情報セキュリティ特約条項への対応支援の業務において、防衛関連企業の方々と調整している過程で、秘密保全及び情報セキュリティにおける防衛省の要求内容に新たな変化が生じてきていることを確認した。これまでに確認した新たな要求・対応について、28 年度研究成果「新たな変化・流れについて」との関係性を考慮しながら B S K の対応支援要領に着眼し所見を述べていく。

## I 装備品及び役務等の分野

### 1 秘密保全分野

#### (1) 防衛装備庁の要求

防衛装備庁は、秘密の保全に関する特約条項が付与される入札時において、見積もりを作成するために、秘密の仕様書等の閲覧又は貸出しの必要があるときは、秘密保全現況を調査確認することを以下のとおり定めた。

防衛装備庁における秘密保全に関する訓令の実施要領について（通知）【抜粋】  
装装制第 1 5 7 7 6 号 2 8 . 1 1 . 2 3

#### 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令の実施要領

##### 第 3 9 入札前の閲覧等

- 1 管理者は、調達要求（調達実施訓令第 1 1 条第 1 項に規定する調達要求をいう。）に基づき、特定資料等の製作等を国の機関以外の者に委託する場合において、入札等に先立ち秘密の仕様書等の閲覧又は貸出しの必要があるときは、あらかじめ別紙様式第 2 7 により装備政策部長等の許可を得るものとする。
- 2 管理者は、前項の規定による許可を得るときは、あらかじめ前項の者から秘密の保全に関する誓約書（別紙様式第 2 8）を提出させるものとする。
- 3 管理者は、第 1 項の規定による閲覧又は貸出しを行ったときは、秘密文書等閲覧簿又は秘密文書等貸借簿に所要の事項を記入した上で、前項の誓約書について責任を取り得る立場の者から認印を徴するものとする。

(装備政策部長等) 殿

(管理者)

秘密仕様書等入札前提示許可伺

下記のとおり実施してよろしいか、伺う。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名・数量
- 3 仕様書等整理番号
- 4 仕様書等秘密部分の説明
- 5 登録番号
- 6 会社名等
- 7 秘密保全現況調査確認番号等
  - (1) 秘密保全規則
  - (2) 秘密保全実施要領
  - (3) 保全施設
  - (4) 保全教育
- 8 仕様書等提示方法
  - (1) 閲覧又は貸し出しの別
  - (2) 予定期日
  - (3) 場所及び立会職員（閲覧の場合のみ。）
- 9 その他

注：1 第7項は、それぞれの確認文書番号及び確認年月日を記載する。

なお、現況調査の確認がなされていないときは、装備政策部装備制度管理官に現況調査の状況を確認の上、「確認中」、「作成中」等と記載する。

- 2 この許可の決裁を得たときは、当該申請者への許可の通知についても決裁を得たものとみなし、発簡文書についてあらためて決裁をとる必要はない。
- 3 同一年度内に同一品名について再度調達要求があり、同一の指名を行おうとする場合には、「その地」欄に「前例許可済み」と記入し、以前の決裁済み許可伺の写しを添付するものとする。

## (2) 防衛装備庁の要求への対応

ア 入札等に先立ち秘密の仕様書等の閲覧又は貸出しの必要があるときは、あらかじめ別紙様式第27により装備政策部長等の許可を得なければならない。

イ 別紙様式第27の第7項秘密保全現況調査確認番号等における次の内容、状況について確認を受けることになる。

- a 秘密保全規則
- b 秘密保全実施要領
- c 保全施設
- d 保全教育

ウ 前号の内容、状況の確認に対応するために、秘密保全体制を構築しておく必要がある。つまり、秘密の保全に関する特約条項が要求されている入札に参加するときは、結果的に、秘密保全体制を構築していることが求められることになる。

この要求は、新たに参加しようとする防衛関連企業にとっては高いハードルであることは間違いないが、秘密情報の漏えいを防止し、保護する措置としては当然のことである。このように、防衛装備庁の新たな要求に対して対応しなければならぬ一つの事例を次に紹介する。

## (3) S社の対応・経緯

ア 地方契約における、秘密保全の特約条項付きの耐弾素材に関わる契約である。

イ S社は、契約の担当者から秘密保全体制を速やかに構築して、対応して欲しい旨の依頼があり、BSKに相談することとした。

ウ 1番高いハードルとなったのは賃貸契約のビルの一角に秘密保全室を整備することであった。

エ この防衛装備庁の要求は、企業にとって入札前の対応であり、すでに、秘密保全の特約条項の契約実績のある企業にとっては対応できるものの、初めての企業にとっては、特に秘密保全施設を事前に整備することは、コスト面においても、契約締結にいたらなかった場合の当該施設の維持・管理についてどうするかという大きな課題がある。結局、当該企業は、社長の判断で入札に参加することを断念した。

## 2 情報セキュリティ分野

### (1) 防衛省経理装備局の要求

ア 防衛省PBL導入ガイドライン（平成23年7月防衛省 経理装備局）【抜粋】  
中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）において、「維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式であるPBLの導入を図るとともに、業務全体の質の維持向上及び効率化に向けた抜本的な取組等にも着手して運用基盤の充実を図る」こととされた。

イ PBL手法導入の必要性

装備品等の維持・整備に係る現状（課題）

限られた資源でより実効性の高い防衛力の整備を行うためには、現在の手法にとらわれず装備品等の維持・整備の質の維持・向上を図りつつ、業務の効率化及び経費の抑制を図る新たな手法の導入が必要となる。

## ウ PBLの定義

防衛省におけるPBLを、「装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約または製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶもの。」と定義した。

## エ PBL実施における課題

限られた資源でより実効性の高い防衛力の整備を行うためには、従来から実施してきた維持・整備業務の効率化及び合理化を進め、後方に係る経費の抑制を図ることが重要であるとの認識のもと、PBLを導入するに当たっては、その効果を最大限に発揮させるため、現行制度の見直しや契約の方法に係る検討等について防衛省として取り組む必要がある。

オ 制度上の制約の一つとして、秘密の保全（秘匿を必要とする情報の保護）について、以下のとおり整理するとしている。

現在、防衛省において装備品等の補給・整備業務を民間企業に委託する場合は、当該業務を履行するために必要な最低限の情報を公募等の時期に民間企業に提供している。

既に、一部の民間企業との間においては、装備品等の整備管理情報の共有化が図られているところであるが、今後、PBLの適用範囲が拡大すれば、これまで防衛省のみで管理していた装備品等の運用計画に関する情報など、秘匿性の高い情報を民間企業間と共有する必要に迫られる。そのため、一般のネットワークを利用して情報共有を行う場合は、情報セキュリティ特約を契約条項に盛り込むなど、契約相手方に守秘義務を課すことにより、情報の漏洩防止に十分に留意しなければならない。

## (2) 防衛省経理装備局の要求への対応

このように、制度上の制約の一つとして秘密の保全（秘匿を必要とする情報の保護）として、具体的には、情報セキュリティ特約を契約条項に盛り込むことを明記しているが、いずれは、秘密の保全に関する特約も契約条項に盛り込まれることは確実と考える。

さらに、PBLの一つである整備の包括契約においては、航空機製造法における認可を受けることも条件としている。この条件は、PBLの一つである整備の包括契約に参加しようとしているC-130R機体システムの技術維持活動の契約実績のある企業の高いハードルとなっており、要求元の海幕と契約担当部門の防衛装備庁と調整中とのことである。

(3) 海上自衛隊補給本部の要求

次の募集要項において、技術資料の提出の一部に以下の特徴ある資料の提出を求めている。

C-130R機体システムの技術維持活動の契約希望業者募集要項【抜粋】

補本公示第15号 28.3.10

- 1 調達品目等
- 2 公募に応募できる者の資格
- 3 参加表明
- 4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

技術・体制等を有することを証明する資料及び実施計画案

- ア 情報保全体制
- イ 品質管理体制
- ウ 安全衛生体制

(4) J社の対応・経緯

J社は、C-130R機体システムの技術維持活動の契約希望業者募集要項には対応出来なかったため、次の具体的な対応策を取り、次回の契約に備えることとした。

- ア 情報保全体制の構築として防衛省の情報セキュリティ基準の体制構築
- イ 品質管理体制の構築としてISO9001の認証を取得することとした。

II 施設の建設工事等の分野

1 秘密保全分野

(1) 防衛省整備計画局の要求

ア 秘密に係る建設工事等における受注者に対する各種確認等の実施要領

(防整施第14142号 28.8.5)【抜粋】

この実施要領は、建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防整施（事）第12号。27.10.1）記1の規定により読み替えて適用する秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第29条第2項に規定する別記第4号様式の秘密の保全に関する特約条項（以下「秘密保全特約」という。）及び建設工事等に係る秘密保全対策ガイドラインに基づく業務の的確かつ円滑な処理を図るため、受注者が実施する保全教育等における確認等について必要な事項を定めるものとする。なお、この実施要領により難しい場合は、整備計画局長と調整するものとする。

イ この実施要領においては、以下の6項目について必要な措置を定めている。この6項目の保全措置は基本中の基本であり、これらの保全措置を理解して対応することにより秘密保全体制の構築と維持管理を万全なものにする。

以下、秘密に係る建設工事等における受注者に対する各種確認等の実施要領に記述されている内容を紹介する。

## 第1 特定資料及び特定図面等の複製等【抜粋】

- 1 支出負担行為担当官等は、受注者から秘密保全特約第5条第1項の規定による特定資料を複製し、又は特定図面等を複製若しくは製作（以下「特定資料の複製等」という。）する許可を求められたときは、当該建設工事等を担当する保全検査官（第5第3項に規定する保全検査官をいう。以下第1において同じ。）に特定資料の複製等の必要性及び実施時期等を確認させるものとする。
  - 2 保全検査官は、前号の規定により確認をしたときは、意見を付して確認結果を支出負担行為担当官等に上申するものとする。
  - 3 前号の上申を受けた支出負担行為担当官等は、許可の内容に疑義がないときは、これを許可し、受注者にその旨を通知するものとする。
  - 4 支出負担行為担当官等は、受注者から秘密保全特約第5条第2項の規定による協議の申入れがあったときは、当該建設工事等を担当する保全検査官を特定資料の複製等の実施に立ち会わせるものとする。
  - 5 支出負担行為担当官等は、受注者から秘密保全特約第7条の規定による報告を受けるときは、当該建設工事等を担当する保全検査官を経由させるものとする。
- ウ 第1の保全措置におけるポイントは、受注者が特定資料の複製等を実施するときは、保全検査官の確認を受けて申請し、支出負担行為担当官等の許可を受けて保全検査官の立会いのもとに実施し、その結果を支出負担行為担当官等に報告するというプロセスになる。

## 第2 秘密保全施設への立入手続等【抜粋】

秘密保全施設への立入手続について、基本的な事項について列記することとする。

### 1 管理者等の立入り

管理者（省秘訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。以下同じ。）及びその職務上の上級者が受注者の秘密保全施設（特定資料又は特定図面等を取扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入る場合には、管理者は、立入希望日の2週間前までに、立入通知書（付紙第1号様式）を2部作成し、支出負担行為担当官等（地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）に置かれる支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、支出負担行為担当官等により当該建設工事等を担当する保全検査官（第5第3項に規定する保全検査官をいう。以下第2において同じ。）に指定された者は、この限りでない。

### 2 管理者及びその職務上の上級者以外の地方防衛局等の職員等の立入り

秘密保全施設で取り扱われる秘密に係る関係職員（省秘訓令第2条第3項に規定する関係職員（同項第1号に規定する管理者及び同項第2号に規定する管理者の職務上の上級者を除く。）をいう。）が、受注者の当該秘密保全施

設に立ち入る場合には、当該職員は、立入希望日の2週間前までに、管理者が発行する立入許可書（付紙第2号様式）2部を支出負担行為担当官等に提出するものとする。ただし、支出負担行為担当官等により当該建設工事等を担当する保全検査官に指定された者は、この限りでない。

### 3 下請負者等の従業員の立入り

受注者の下請負者又は受注者の秘密保全施設に、当該受注者の従業員（当該受注者の総括者から当該秘密保全施設で取り扱われる秘密の取扱いができる者として指名された者に限る。）が立ち入る場合には、支出負担行為担当官等は、当該従業員の職務上の上級者である管理者等（管理者又は総括者をいう。）又はその職務上の上級者から、立入希望日の1月前までに、立入依頼書（付紙第3号様式）を2部作成してもらうものとする。

### 4 受注者の秘密保全施設等の維持、管理等の要員の立入り

受注者の秘密保全施設、器材等の維持管理等のため、その関係者が当該受注者の秘密保全施設に立ち入る場合にて、支出負担行為担当官等は、当該受注者から、立入希望日の1月前までに、立入許可申請書（付紙第4号様式）を2部提出してもらうものとする。

### 5 常時立入許可

管理者は、取扱者のうち、常時又は定期的に立ち入らせる必要のある者については、常時立入許可書（付紙第5号様式）を2部作成し、支出負担行為担当官等に提出するものとする。

### 6 官公署の職員の立入り

官公署の職員（官公署の委託を受けた者を含む。）が受注者の秘密保全施設に立ち入る場合には、支出負担行為担当官等は、当該官公署（官公署の委託を受けた者を含む。）から、原則として立入希望日の1月前までに、立入申請書（付紙第6号様式）を2部提出してもらうものとする。

### 7 緊急時の措置

支出負担行為担当官等は、緊急を要する業務等で真にやむを得ない場合には、秘密保護及び保全措置を講じた後、事後に手続を実施することを条件に立入りを許可することができる。

### 8 立入統制

- (1) 前各項に規定する立入手続を経て受注者の秘密保全施設に立ち入る者には、当該受注者の保秘密保全規則に従わせるものとする。

- (2) 前号の者が当該秘密保全施設に立ち入る場合には、当該受注者に相応の責任者を立会させるものとする。
- (3) 第6項第1号に規定する者が同項に規定する立入手続を経て受注者の秘密保全施設に立ち入る場合には、支出負担行為担当官等は、所属職員を立会させるものとする。
- (4) 第4項又は第6項に規定する者が秘密保全施設に立ち入る場合には、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の内容を知得されないよう、当該秘密である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録を事前に移動又は被覆する等、必要な保護措置を講ずるものとする。
- (5) 特に許可された場合を除き、受注者の秘密保全施設内にパソコン、携帯型記録機器及び携帯型情報通信機器を持ち込ませてはならない。
- (6) 前各項に規定する立入手続を経て、受注者の秘密保全施設に立ち入った者からの秘密に属する質問には、答えないものとする。

## 9 立入者の記録

支出負担行為担当官等は、第1項から第7項までに規定する立入手続を経て、受注者の秘密保全施設に立ち入った者の記名を記帳する立入者名簿を、当該受注者に作成させ確実に保管させるものとする。

## 10 工事現場の制限区域の立入り

工事現場の制限区域（秘密に係る文書等に基づき施工する工事現場で、他の区域とフェンス（万能堀（H＝3.0m程度））等で明確に区分した区域をいう。）に常時又は定期的に立ち入らせる必要のある者については、第5項の規定に準ずる。

エ 第2の保全措置におけるポイントは、第1項から第10項までの主要内容を列記し、確認してきましたが、特に第8項の立入統制の対応が基本的なことであり、重要なことであることを再認識する必要がある。

## 第3 秘密保全規則の確認等【抜粋】

### 1 秘密保全規則の確認等

- (1) 支出負担行為担当官等は、受注者から秘密保全特約第9条の規定による秘密の保全に関する規則（以下「秘密保全規則」という。）の確認の依頼があったときは、当該建設工事等を担当する保全検査官（第5第3項に規定する保全検査官をいう。以下第3において同じ。）に確認させるものとする。
- (2) 保全検査官は、前号の規定により秘密保全規則の確認をしたときは、支出負担行為担当官等に適否を報告するものとする。
- (3) 支出負担行為担当官等は、前号の報告を受けて受注者の秘密保全規則を確認したときは、受注者に確認した結果を通知するものとする。



(4) 支出負担行為担当官等は、受注者から秘密保全規則の内容について、協議等があったときは、これに応じるものとする。

オ 第3の保全措置におけるポイントは、秘密保全規則の確認等のプロセスにおいて、特徴的なことは、第1号の保全検査官に確認させるということであり、その意味することは、保全検査官が秘密保全規則等と実際の現場との整合性を確認にすることになり、重要なプロセスであるということである。

#### 第4 秘密の保全検査【抜粋】

保全検査について、基本的な事項について列記することとする。

##### 1 保全検査

支出負担行為担当官等は、秘密保全特約に基づき工事現場等（受注者の本社、支店、営業所及び工事現場等をいう。以下同じ。）に対し、毎月1回以上、実地により保全検査を行うものとする。

##### 2 保全検査官の担当区分

支出負担行為担当官等は、前項の規定による工事現場等の保全検査を行う保全検査官（以下「保全検査実施者」という。）について、保全検査担当区分表（付紙第9号様式）を作成し、指定するとともに保全検査実施者に連絡するものとする。

##### 3 保全検査官の教育等

支出負担行為担当官等は、毎年1回以上、保全検査官に対し、保全検査を実施するに当たり必要な教育を実施しなければならないものとする。

##### 4 保全検査時の措置

保全検査実施者は、保全検査実施時に改善等を要する事項が認められたときは、当該工事現場等の秘密保全を担当する部署に適切な措置を講ずるよう指示するものとする。また、当該指示に係る措置の状況については、次回の保全検査時に確認するものとする。

##### 5 保全検査報告

保全検査報告保全検査実施者は、保全検査の結果について、保全検査報告書（付紙第10号様式）を作成し、支出負担行為担当官等に報告するものとする。

##### 6 保全検査結果の通知

支出負担行為担当官等は、前項の規定による保全検査の結果を四半期ごとにとりまとめて、保全検査結果報告書（付紙第11号様式）により整備計画局長に通知するものとする。

##### 7 保全事故発生時の保全検査

支出負担行為担当官等は、総括者（秘密保全業務の最高責任者）から秘密等の事故の報告を受けた場合は、速やかに保全検査を実地により行うものとする。

カ 第4の保全措置におけるポイントは、保全検査のプロセスにおいて、重要なことは、第4号の保全検査時の措置であり、保全検査実施時に改善等を要する事項は、次の保全検査時に確認するとしているが、受注者としては、速やかに改善等の措置を講じて、毎月の内部点検で確認し、保全検査官に報告し、確認を受けるように努力することが重要であるということである。

## 第5 秘密保全施設の確認等【抜粋】

### 1 新設又は変更

支出負担行為担当官等は、受注者が秘密保全施設を新設（秘密保全施設を新たに設置することをいう。）し、又は変更（既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することをいう。）する場合には、あらかじめ確認を行うため、受注者に当該秘密保全施設の図面等（秘密保全施設の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な附属書類を含む。以下同じ。）3部を添えて秘密保全施設の新設について（申請）（付紙第12号様式）により申請させるものとする。

### 2 保全施設調査

- (1) 支出負担行為担当官等は、前項に規定する申請書を受理した場合には、所属の職員に秘密保全上の適合性の有無について、付紙第1により、秘密保全施設の調査（以下「保全施設調査」という。）を行わせるものとする。
- (2) 保全施設調査は、現地に赴き調査を行い、保全施設調査表（付紙第13号様式）を作成するものとする。

### 3 保全検査官

支出負担行為担当官等は、保全施設調査を自ら行い、又は所属の職員のうちから保全検査官を指定して保全施設調査を行わせなければならない。

### 4 確認の通知

保全検査官は、第2項の規定により保全施設調査を実施したときは、支出負担行為担当官等に適否の報告をするものとする。

### 5 解除の届出

支出負担行為担当官等は、受注者において秘密保全施設を保持する必要がなくなった場合には、速やかに秘密保全施設の解除について（届出）（付紙第16号様式）により届け出させなければならない。

### 6 共用

支出負担行為担当官等は、秘密保全施設を共用（受注者の秘密保全施設と他の契約に基づく受注者の秘密保全施設とが同一である場合に、当該秘密保全施設を共用することをいう。以下同じ。）しようとする受注者から秘密保全施設の共用について（協議）（付紙第17号様式）により協議された場合は、協議内容を確認した後、秘密保全施設の共用について（回答）（付紙第18号様式）を作成し、受注者に回答するものとする。

### 7 下請負者への準用

前各項の規定は、下請負者の秘密保全施設の確認等について準用する。

## 8 その他

企画競争資料の提出を要請する者に企画競争資料提出要請書を送付するときは、当該要請書に付紙第1を添付するものとする。

キ 第5の保全措置におけるポイントは、以下の付紙第1 秘密保全施設の構造基準における特に注意すべき以下の点を列挙することとする。

### (ア) 天井、壁、床

- ①鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材で堅固に建造するでも良しとしている。
- ②天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網など頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。

### (イ) 間仕切り

- ①間仕切りに設けられた扉を開けた場合に直接外部から秘密保全施設内が見えないように、間仕切りの内側に衝立又はカーテンなどを設置する。
- ②屋内に秘密保全施設を設けるため、間仕切りを行う場合には、前項第1号に規定する資材を用いて天井まで届く高さの不透明な構造とする。

### (ウ) 出入口

- ①出入口は一箇所とする。ただし、必要な場合は、別に非常口を設けることができる。
- ②室内灯とともに、出入口扉の上部に照明装置(常夜灯)を取付け、停電時にも機能すること。

### (エ) 扉

出入口及び非常口の扉は、原則として鋼製とするが、既存の木造建物など又は既存の建造物の一部を利用して造る出入口及び非常口等の扉は堅固な木製で建造することができる。

### (オ) 窓

原則、無窓とする。ただし、窓を設置する場合には、その数量及び寸法は必要最小限にとどめるものとし、窓の室内側に鉄筋格子(日本工業規格、鉄筋径13 mm以上、網目寸法100 mm以下)を堅固に取付けるものとする。

### (カ) 開口部等

ダクト、通風調節装置、天窗などで、大きさ、形状から不法侵入、盗見又は盗聴のおそれがある場合には、その開口部の状態に応じて、堅固な金網又は前項第1号に規定する鉄筋格子を取付ける。

### (キ) 錠

- ①三段式文字盤錠(交換数 $100^3$ 以上)、差し込み式錠又は電気錠等による二重施錠方式とする。
- ②内部に非常開閉装置を取付ける。

### (ク) 警報装置

- ①室内に扉の開閉及び侵入を感知し、警報又は警鳴する警報装置(停電時及び配線切断時においても警報できるもの)を取付ける。

②特定秘密の施設には、前号の警報装置に加え出入口等に監視カメラ又は赤外線センサー等を取付ける。

③警報装置の配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室などと直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。

(ケ) 外柵

①外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、対象物に応じ高さ2m以上の堅固な金網などを用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置などを張りめぐらす。

②前号にかかわらず、秘密の保全が確保できる場合には、外柵を設置しないことができる。

秘密保全施設の構造基準（付紙第1抜粋）

秘密保全施設（特定資料又は特定図面等を取扱う場所をいう。以下同じ。）の調査に当たっては、次に掲げる事項に留意し、不法侵入、破壊、盗見及び盗聴できないように十分に配慮するものとする。

項 目	構 造 基 準
1 天井、壁、床	(1) 原則として、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材で堅固に建造する。 (2) 既存の木造建物などの場合又は既存の構造物の一部を利用して造る場合においても前号に準ずる。 (3) 秘密保全施設と他の施設の天井裏又は保全室と他の室の天井裏が接続している場合には、その境界部を金網など頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。
2 間仕切り	(1) 間仕切りに設けられた扉を開けた場合に直接外部から秘密保全施設内が見えないように、間仕切りの内側に衝立又はカーテンなどを設置する。 (2) 屋内に秘密保全施設を設けるため、間仕切りを行う場合には、次による。 ア 前項第1号に規定する資材を用いて天井まで届く高さの不透明な構造とする。 イ 格納庫などのように、特に高い天井で、間仕切りが天井まで届かないため代用天井が使用される場合には、天井と代用天井との間を金網で補強する。 ウ イにより難しい場合で、吊り天井が設けられない正当な理由があるときは、間仕切りを乗り越えて不法侵入できないように特別の措置を講じなければならない。
3 出入口	(1) 出入口は一箇所とする。ただし、必要な場合は、別に非常口を設けることができる。 (2) 出入口及び非常口に取付ける扉は、内側からのみ開閉できるものとし、その規格は扉の項による。

	<p>(3) 室内灯とともに、出入口扉の上部に照明装置(常夜灯)を取付け、停電時にも機能すること。</p>
4 扉	<p>(1) 出入口及び非常口の扉は、原則として鋼製とするが、既存の木造建物など又は既存の建造物の一部を利用して造る出入口及び非常口等の扉は堅固な木製で建造することができる。</p> <p>(2) 両開き又は親子開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取付ける。</p> <p>(3) 鋼製の扉にのぞき窓を必要とする場合には、ドアスコープを取付けて、内側からのみのぞくことができるものとする。</p>
5 窓	<p>(1) 原則、無窓とする。ただし、窓を設置する場合には、その数量及び寸法は必要最小限にとどめるものとし、窓の室内側に鉄筋格子(日本工業規格、鉄筋径 13 mm以上、網目寸法 100 mm以下)を堅固に取付けるものとする。</p> <p>(2) 窓ガラスは、金網入り不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあつては、不透明なものになるよう措置を講ずる。</p>
6 開口部等	<p>(1) ダクト、通風調節装置、天窗などで、大きさ、形状から不法侵入、盗見又は盗聴のおそれがある場合には、その開口部の状態に応じて、堅固な金網又は前項第 1 号に規定する鉄筋格子を取付ける。</p> <p>(2) 施設の床下に換気等のための空間を設ける場合は、前号と同様の対策を講じる。</p>
7 錠	<p>(1) 三段式文字盤錠(交換数 100<sup>3</sup>以上)、差し込み式錠又は電気錠等による二重施錠方式とする。</p> <p>(2) 内部に非常開閉装置を取付ける。</p>
8 警報装置	<p>(1) 室内に扉の開閉及び侵入を感知し、警報又は警鳴する警報装置(停電時及び配線切断時においても警報できるもの)を取付ける。</p> <p>(2) 特定秘密の施設には、前号の警報装置に加え出入口等に監視カメラ又は赤外線センサー等を取付ける。</p> <p>(3) 警報装置の配線は容易に切断されないようにする。なお、警報装置は警備室などと直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。</p>
9 外柵	<p>(1) 外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、対象物に応じ高さ 2 m以上の堅固な金網などを用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置などを張りめぐらす。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、秘密の保全が確保できる場合には、外柵を設置しないことができる。</p>

(注) 設計時においては、関係法令などに合致したものとする。

## 第6 保全教育の確認【抜粋】

### 1 確認

(1) 受注者が保全教育を実施するときは、契約締結後1月以内（着手の時期が1月以内に到来するときは、着手の日まで）に、その内容及び実施方法について保全教育の実施について（申請）（付紙第19号様式）により申請させるものとする。

ただし、保全教育の内容及び実施方法が、既に支出負担行為担当官等の確認を受けたものであるときは、保全教育の実施について（届出）（付紙第20号様式）による届出に代えることができる。

(2) 前号の申請は、契約締結前に提出することを妨げないものとする。

(3) 支出負担行為担当官等は、受注者から申請を受けたときは、速やかに申請者の実施する保全教育の内容及び実施方法について、付紙第2の保全教育確認基準に基づき確認するものとする。

(4) 支出負担行為担当官等は、前号の確認の結果を、保全教育の内容及び実施方法の確認結果について（通知）（付紙第21号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、不適格であると認めるときは、その理由を付記しなければならないものとする。

2 保全教育内容の変更前項の規定は、既に確認を受けた保全教育内容の変更に係る申請に準用する。

### 3 確認の取消

支出負担行為担当官等は、第1項の規定により確認を受けた受注者が、次のいずれかに該当する場合は、その確認を取り消すものとする。

(1) 申請内容に虚偽事項があった場合

(2) その他保全教育を実施する者としてふさわしくないと支出負担行為担当官等が認めた場合

### 4 保全教育の実施状況の報告

支出負担行為担当官等は、毎年4月末日までに、前年度における保全教育の実施状況及び当該年度における保全教育の計画について、保全教育の実施状況について（報告）（付紙第22号様式）により受注者から報告してもらうものとする。

### 5 その他

企画競争資料の提出を要請する者に企画競争資料提出要請書を送付するとき、当該要請書に付紙第2を添付するものとする。

ク 第6の保全措置におけるポイントは、以下の付紙第2保全教育確認基準における列記した注意すべき点のとおりですが、ここにおいて、特に注意することは、

人的・物的体制を整備して「保全教育のカリキュラム」の内容、「保全テキスト」の内容に繋げていくプロセスを構築するということである。

- ① 毎年定期的に保全教育を実施する人的・物的体制を整備していること又はすることができることと認められること。
- ② 「保全教育のカリキュラム」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。
- ③ 「保全テキスト」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。
- ④ 講師が2について専門知識を有する者であること。

また、企業の作成した保全教育年間計画が、この確認基準の「保全教育のカリキュラム」、「保全テキスト」の内容に適合していない事例が多いと私は実感している。

#### 保全教育確認基準（付紙第2抜粋）

委託先の関係社員（下請負者を含む。）が秘密の制度に関する法令内容、秘密文書等の取扱いの手続きその他秘密保全に必要な措置に関する知識を的確に習得できる保全教育を行っていること。

確認基準	判定の目安
1 毎年定期的に保全教育を実施する人的・物的体制を整備していること又はすることができることと認められること。	(1) 会社内の組織に秘密保全に関する業務を専業する部署があること。 (2) 会社内の規則等において「保全教育のカリキュラム」が定められていること。 (3) (2)のカリキュラムに沿った「教育用テキスト」が作成されていること。
2 「保全教育のカリキュラム」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。	(1) 秘密に関する法律、政令、調令、事務次官通達その他関係規則の条文 (2) (1)の条文の解説 (3) 秘密保全の必要性（漏えいの国際的、国内的影響）
3 「保全テキスト」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。	(4) 保全教育の意義・重要性 (5) 関係社員の役割及び責任 (6) 非常事態発生時の対処要領 (7) 秘密の取扱要領 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 簿冊の作成・記録・保管要領</li> <li>② 秘密（登録番号・一連番号を含む。）の表示・抹消要領</li> <li>③ 秘密に係る文書、図画及び物件の作成要領</li> <li>④ 伝達、送達、供覧、貸出要領</li> <li>⑤ 接受、保管、引き継ぎ要領</li> <li>⑥ 検査要領</li> <li>⑦ 回収、返却、廃棄要領</li> <li>⑧ 下請負要領</li> </ol>

	(8) 立入禁止区域の設定、管理、立入要領 (9) 電子計算機情報保全要領 (10) 情報保全対策（諸外国の事例を含む。） (11) その他の留意事項
4 講師が2について専門知識を有する者であること。	2についての専門知識及び経験を有すると認められる者あること。

### III まとめ

以上のように、装備品及び役務等の分野、及び施設の建設工事等の分野における秘密保全関連においては、

- 1 防衛装備庁は、秘密の保全に関する特約条項が付与される入札時において、見積もりを作成するために、秘密の仕様書等の閲覧又は貸出しの必要があるときは、秘密保全現況を調査確認することとしたことから、当該入札に参画する計画のある企業においては、積極的に秘密保全体制の構築に臨む必要がある。
- 2 秘密に係る建設工事等における受注者に対する各種確認等の実施要領において、建設工事等分野における基本的な6項目について必要な措置を定め、この6項目の保全措置は基本中の基本であり、受注者側としても、秘密保全体制の構築と維持管理を万全なものにするためには、これらの保全措置を理解して対応する必要がある。

情報セキュリティ関連においては

- 1 防衛省PBL導入ガイドラインにおいては、秘密の保全(秘匿を必要とする情報の保護)として、具体的には、情報セキュリティ特約を契約条項に盛り込むことを明記しておりますが、いずれは、秘密の保全に関する特約も契約条項に盛り込まれることは確実と私は考える。
- 2 C-130R機体システムの技術維持活動の契約希望業者募集要項において、情報保全体制の構築及び品質管理体制の構築を要求している。

これらのことから、秘密保全及び情報セキュリティの特約条項の締結は、中央調達において展開が浸透し、次のステップとして、地方調達の役務契約における機密性の高い情報セキュリティの確保というステージになってきていることを前から持論として展開してきたところですが、官側からの視点、チェックプロセスが秘密情報等の漏えいを抑止するという予防措置的対応が明確に、強固になってきたと感じてきているところであり、本稿で述べた事例が秘密保全及び情報セキュリティの構築・運用管理の一助になれば幸いです。